

- 令和5年6月9日の閣議決定により、特定技能2号に宿泊分野が追加。
- 本取扱は、令和5年8月31日、法務省令、法務省告示、国土交通省告示、分野別運用要領（別冊）等が改正・施行されたことにより、同日から開始。
- 特定技能2号の技能水準を測る試験については、今後、観光庁において試験実施要領等を定め、随時開始予定。

【主な修正点】

（1）2号特定技能外国人の受入対象追加関係

1号特定技能外国人のみに関する規定について、2号特定技能外国人へも同様に適用する規定の追加。

（2）特定技能所属機関の基準関係

特定技能所属機関が適合しなければならない基準について、宿泊分野に係る特定技能外国人からの求めに応じ、当該特定技能外国人の当該機関における宿泊分野に係る実務経験を証明する書類を交付することを要件として追加。

（3）（1）及び（2）の改正に伴い、所要の経過措置を定める。

【参考】特定技能2号の在留資格を申請するためには

- ・ 宿泊分野特定技能2号評価試験の合格
- ・ 宿泊施設において複数の従業員を指導しながら、フロント、企画・広報、接客、レストランサービス等の業務に2年以上従事した実務経験 が必要。

※実務経験について、宿泊分野特定技能2号評価試験の受験申込の際に、受験者（外国人材）が実務経験証明に係る所定の様式を提出し確認予定（様式は観光庁において作成中）。